

# 児童扶養手当の支給対象が拡大

4月から「障害年金加算改善法」が施行され、障害基礎年金の子加算の対象範囲が拡大されました。これに伴い、児童扶養手当における障害基礎年金の子加算の取扱いについても改正されました。

これまでは、児童が障害基礎年金の子加算の対象となっていた場合は児童扶養手当の支給対象外でしたが、4月から、児童が子加算の対象となっていて、児童扶養手当の金額と障害基礎年金の子加算とで金額の高い方を受給することができるようになりました。

ただし、今回の改正により児童扶養手当と障害基礎年金の子加算とで受給選択可能となったのは、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がいの状態にあることにより、その配偶者が児童扶養手当の支給要件に該当する場合です。母子世帯・父子世帯の方は、児童扶養手当と障害基礎年金の子加算との受給選択はできません。

※児童扶養手当は所得制限があり、

## 障害基礎年金の子加算と児童扶養手当の支給額 (平成23年度月額)

	障害基礎年金の子加算	児童扶養手当
一人目	18,916円	41,550円～9,810円
二人目	18,916円	5,000円
三人目以降	6,300円	3,000円

所得により手当額が変わります。児童が複数いる場合は、児童ごとに児童扶養手当額と障害基礎年金の子加算額を比較(右表参照)して、いずれかを受給することになります。

■今回の改正により4月分からの児童扶養手当を受給するためには、8月31日(水)までに請求手続をする必要があります。

### 《児童扶養手当とは》

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

#### ◆支給要件

次の①～⑧のいずれかに当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)しているひとり親家庭の父・母または両親にかわって、その児童を養育している方(養育者)が手当を受けることができます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいの状態にあり、障害年金の加算の対象になっていない児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が一年以上遺棄(連絡がとれず児童の養育を放棄していること)している児童
- ⑥ 父または母が一年以上拘禁

されている児童

⑦ 母が婚姻せずに生まれた児童

⑧ 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

※ただし、条件によって手当が支給されない場合があります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

#### ◆手当の支給

受給資格者(ひとり親家庭の父・母など)が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者(住民票を世帯分離している場合も含む)の所得が、所得制限額以上になると全部支給停止になることもあります。支給額は、上記表を参照してください。

### 所得制限限度額表

扶養人数	受給資格者本人		《扶養義務者》 所得制限額
	全部支給 所得制限額	一部支給 所得制限額	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※所得の計算方法(課税台帳に基づき計算します)  
 所得額＝年間収入金額－必要経費(給与所得控除額など)＋養育費の8割相当額－諸控除－8万円(社会保険料相当額として一律8万円とします)

58 申問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎ 2111 (内線1164)

◆手当を受給するためには 児童扶養手当を受給するには、伊奈庁舎児童福祉課で申請手続きが必要です。手当の支給は、申請の翌月からとなります。※必要書類などすべてがそろった日を申請日としますのでご注意ください。

※児童扶養手当は「自動物価スライド制」が採用されており、消費者物価指数の変動に応じ手当額が改定されます。平成23年度の手当額は、消費者物価指数の下落に応じて、平成22年度支給額より0.4%引き下げになりました。